

嘉祥三年 (850) 六月出羽地震とその津波について

都司 嘉宣*・今井健太郎**・畔柳 陽介***・木南 孝博****

1. はじめに

我が国で、上古代から、飛鳥、奈良、平安時代初頭までの年代にわたって、各時代の朝廷のもとで編纂された六個の正史は、一括して『六国史 (りっこくし)』と呼ばれる。六国史の 5 番目に当たる『文徳天皇実録』(『文徳実録』と略称する) には、文徳天皇の治世である嘉祥三年 (850) から天安二年 (858) までの事柄が編年体で記載されている。藤原基経、都良香、菅原是善の 3 人によって元慶 3 年 (879) に完成成立した。記載内容が当時の朝廷内で高官を務めたこれら 3 人の編者の生存中の出来事であるため、記載事実の信ぴょう性は極めて高いと考えられる。

わが国の文献学の泰斗とされる黒板勝美 (1964) による編集本が吉川弘文館から刊行されており、成立のいきさつや、現代に伝わる写本の系統などが詳細に記されている。

『文徳実録』は全十巻からなるが、その第二巻に嘉祥三年 (850) 十月に出羽国 (ほぼ現在の山形県と秋田県を合わせた領域) で大きな地震があり、山と谷が所を替え、圧死者が多数出た、との記述がある。

この出羽地震については、『文徳実録』に続く第六番目の正史である『日本三代実録』(全 50 巻) (『三代実録』と略す) の最終巻である巻五十の仁和三年 (887) の条にも記載があり、こちらの方には、この地震によって津波が陸上に遡上してきて、海水が国府から六里のどこまで迫ったと記されている。

『三代実録』は、清和、陽成、光孝の三代の天皇の治世である天安二年 (858) から仁

和三年 (887) の 30 年間の治績について記載されている。本書の編纂は寛平五年 (893) 頃、宇多天皇が源能有、藤原時平、菅原道真、大蔵善行、三統理平に編纂を命じたことにより始まり、延喜元年 (901) に完成した。『三代実録』の刊行は佐伯有義 (1940) によって行われており、やはり、成立のいきさつ、現在に依存した各種写本の系統などに関して詳しく記されている。朝廷のもとで編纂された六国史は『三代実録』で終結し、この後は正史の編纂は継続しなかった。その理由は、正史編纂事業の強力な支援者であった宇多天皇が寛平十年 (898) に退位したためとされる。

嘉祥三年 (850) 出羽地震の事情を伝える『文徳実録』、および『三代実録』の原文は、わが国の地震史料を網羅的に収集刊行した武者 (1941) の『増訂 大日本地震史料第一巻』にも掲載されている (同書 p47 ~ 48) が、この史料集は謄写版刷りであるため、稀用の複雑な漢字が頻出する原文を正確に再生判読するのが困難であるため、本稿ではこれは用いず、黒板 (1964)、および佐伯 (1940) によって活字化された印刷本を引用することとする。

この地震津波は、宇佐美ら (2013) の『日本被害地震総覧 599 - 2012』には、津波を伴った地震という 1 項目として挙げられているが、渡辺 (1998) の『日本被害津波総覧第二版』には、津波事例として取り上げられていない。

2. 嘉祥三年 (850) 出羽地震の『文徳実録』の記載原文とその解読

まず、嘉祥三年 (850) 出羽地震の発生と、京都の朝廷側の対応を伝えた『文徳実録』の原文を見てみよう。以下原文は太字とする。

嘉祥三年 (八五〇) 十月庚申 (十六日)

(A) 庚申。出羽國言上。地大震裂。山谷易處。壓死者衆。

* 地震津波防災戦略研究所

** 国立研究開発法人海洋開発研究機構

*** パシフィック・コンサルタンツ (株)

**** 頸城技研 (株)

〔文意〕 庚申の日 (16 日), 出羽国の国守 (国司の最上位) が, 京都の朝廷に次のように報告した。出羽国の地で大地震が発生し, 山と谷が所を替え, 圧死者が多く出た。

(嘉祥三年十月十六日はユリウス暦 850 年 11 月 23 日, グレゴリオ暦は同 27 日)

〔解説〕

「易」は替える, 「衆」は「多い」の意。

「庚申の日 (16 日)」というのは, 地震発生の日ではなく, 国司からの解文 (げぶみ) による報告が京都の朝廷に届いた日付である。したがって, 地震の発生はこの日より 10 日ほど前のことあったと推定される。

ところで, 『文徳実録』は, 京都で感じた有感地震は克明に記録している。例えば

出羽地震の発生した嘉祥三年には四月六日と四月十六日, 八月二十六日に京都で有感地震があったことを記録している。ところが, 出羽地震が起きたはずの十月五日前後には有感地震記録はない。したがって, 出羽地震は京都では無感地震であったことが知られる。

上記 A の記事の一月七日後の十一月二十三日 (丙申) の条に次の記事が現れる。

丙申,:

(B) 詔曰

紫極高映, 運亭毒而不言。黃屋尊居, 播惠愛而無恃。故助華繼躅, 未隔於勤勞禹履垂風, 猶同於含育。

(C) 朕忝奉先訓, 虔撫令圖, 浪茶蓼以銷神, 瞻蒸庶以剋思。而今至誠不暢, 小信未孚, 陰德愆和, 柔祇告譴。

(D) 出羽州壤, 偏應銅龍之機。邊府黎甿, 空被梟禽之害。邑居震蕩, 蹈厚載而不安。城柵傾頽, 想艱虞而益恐。(艱虞, 或本難虞)。咸須子視, 或至於死傷。獨作母臨,

(E) 何懈於拯救。宜馳星使, 就展恩光。其被災尤甚, 不能自存, 使國商量, 蠲免租調。并不問民狄, 開倉糶廩, 貸振其生業。

(F) . 莫使重困, 崩墻毀屋之下。所有殘屍露骸, 官為收埋

(G) . 務申優恤, 庶俾委凍者知挾纊之溫,

阻飢者得廩牢之飽。」

從四位上 - 清原真人 - 瀧雄, 為治部大輔。

授正六位上 - 安堀宿禰 - 良棟, 外從五位下。

〔文意〕 注: 中国の古典中にも用例の見つからない単語は意味不詳とする。

(B) 天皇はこうおっしゃった。(以下意味不明)

(C) 天皇である私は, 先帝の訓示を恭(うやうや)しく拝聴し, つつしんで(=虔)民をいつくしむ。苦い草(=茶蓼, とりょう)をかんだとき(親の死亡などの苦しみ)の苦しさを耐える精神で, 被災した庶民を顧(かえり)みる(=瞻)。そうして今に至るも誠意を尽くさなければ天を心服させることはできない(「小信未孚」は人, あるいは上帝を納得させることはできない)。

(D) 出羽国では, (偏應銅龍之機=ひとえに銅龍の機に応ず, 意味不詳) 国府の周囲に住む庶民(=黎甿)たちは, 空しく驚や鷹(=梟禽)の襲うところとなり, 集落の家屋は地震でたちまち破壊し, 人々はがれきを踏んで心休まる時がない。国府の城柵は傾き壊れ, 困難を思いますます恐れる。「咸須子視」は意味不詳。人々はあるいは死傷し, ひとり母をのぞましむ。(わが子の死を母は茫然と見守るばかりである)。

(E) (天皇である私は) 何で人民の救助に何もしないでおられよう?(懈はサボる)。すぐに朝廷から救助の使者を派遣し, 人民に救援の手を差し伸べよう。地震の被害があまりに大きいので, 自立し続けることはできないだろう。使者に国司と相談(=商量)させて, 租税を免除したうえ, 和人と蝦夷の区別なく, 年貢米を貯蔵した倉庫を開き復興を支援することにしよう。

- (F) 困難を軽減するために、壊れた壁や家屋の下敷きになった死体は官人にきちんと埋葬させよう。
- (G) 救援の任務を果たすために、寒さに震える庶民たちに綿入れ（＝挾纈）の暖を取らせ、飢えたものには米蔵の穀物を施すことにしよう。
- （末尾の二名は、朝廷から被災地に派遣された使者の名）

〔解説〕

京都の朝廷に出羽国の国司による地震災害の知らせが到着して、朝廷は上の文章の末尾の二名を長とする視察、救助団を被災地に派遣した。その視察団が、視察、救助活動を終えて、再び京都の朝廷に戻って報告するまでに、約47日を要している。してみると、京都から出羽国府までの移動は片道15日ほどを要したこととなろう。すると地震の発生は六月一日（ユリウス暦850年7月13日）頃であったということになる。

この時の出羽国の国府は、現在酒田市城輪（きのわ）の城輪柵遺跡にあったことが、阿部正己氏や上田三平氏らによる遺跡調査によって確定している（『酒田市史』,1987,『山形県の地名』,平凡社,1990）。酒田市役所の北東8.3kmの位置である。地震による山谷所を替え、家屋が倒壊し、多数の人命が地震によって失われたのもこの地点の近傍であったことがわかる。

(D)の文に「城柵」と表記されていることに注意したい。現行の名称は「城輪柵」と書かれていて「輪」の一文字が入っている点が異なっているが、発音はともに「きのわのさく」で同一であったと考えられる。さらに考察を進めると、『文徳実録』の上記(A)～(G)の漢文全体に四文字揃えの歯切れのよい文体に意識的に整えている箇所が多く見られる。

(C)や(E)の文章はことにこの点が際立っている。(D)の文の問題の箇所の、「城柵傾頽」も四文字揃えとするために、本来「城輪柵」であったものをあえて「城柵」と表記した可能性がある。

山谷所を替えの表現、家屋の倒壊の多さ、

死者の多さを考えるとこの付近の震度は、現行のスケールで震度6強から7に達していたと推定される。

都司(2016)は平成28年(2016)の熊本地震の場合、地震による直接の死者は、この地震の起震断層であった布田川断層の北側（上盤側）の幅約3kmの狭い範囲に集中していたことを指摘したが、この例から考えると、嘉祥三年(850)出羽地震の起震断層は、城輪遺跡のすぐ近くを走る断層、すなわち庄内平野東縁断層ではなかったかと推定される。

『文徳実録』に記された、地震の発生直後に国司から、また朝廷から派遣された被災地への使者たちの帰還後の報告には、津波のことが全く記されていないことにも注目すべきである。すなわち、津波は、人や建造物に重大な被害を引き起こしてはいないと考えられるのである。次項では『三代実録』に記された嘉祥3年(850)出羽地震の津波の事情を論ずるが、津波の規模もかなり大きく、出羽国府の国司、あるいは京都朝廷からの使者たちもこの地震に津波が伴っていたことは知らなかったはずはないと、考えられる。しかるに『文徳実録』には津波には一切触れられていないのは、津波が、家屋被害、人的被害をほとんど及ぼさなかったからだ、と推定されるのである。

3. 嘉祥三年(850)出羽地震の『三代実録』の記載原文の解説

嘉祥三年(850)出羽地震とそれによる津波の記事は、六国史の第6番目にあたる『三代実録』(全50巻)の最終巻である第50巻の仁和三年五月二十日(ユリウス暦887年6月15日)の条に現れる。実に嘉祥三年(850)出羽地震が発生してから37年も後の日付の記事である。

原文に即した詳細説明は後述するが、なぜこれほど年月が経過した後にこの地震の記事が現れるのかの理由についての概要を記しておこう。それは、出羽国の国府は、現在の酒田市城輪、当時の名称の井口にあったが、仁

和三年（887）当時の国司が、この土地は 37 年前の地震津波に遭遇したため、土地が軟弱となり、防護が困難となって国府をもっと内陸の安全な土地に移転したいという要望を京都の朝廷に報告した、という文脈の中で、嘉祥三年（850）出羽地震の津波が語られるのである。

それでは、『三代実録』の原文を解説して行こう。

『三代実録第五十卷』、仁和三年五月廿日

- (H) 式部省奏諸國銓擬郡司擬文，天皇不御前殿，右大臣奉勅，於宜陽西廂，令從五位上守左少辨兼行式部少輔藤原朝臣佐世讀其擬文。大臣点定更奏。
- (I) 先是，出羽守從五位下坂上大宿禰茂樹上言。國府在出羽郡井口地。即是，去延曆年中陸奥守從五位上小野朝臣岑守，拋大將軍從三位坂上大宿禰田村麻呂論奏，所建也。
- (J) 去嘉祥三年，地大震動，形勢變改，既成窪泥。
- (K) 加之，海水漲移，迫府六里所，
- (L) 大川崩壞，去隍一町，兩端受害，無力堤塞。堙沒之期，在於旦暮。
- (M) 望請。遷建最上郡大山郷寶實士野，拋其險固，避彼危殆者。
- (N) 太政大臣，右大臣，中納言兼左衛門督源朝臣能有，參議左大辨兼行勘解由長官文章博士橘朝臣廣相，於左仗頭，召民部大輔惟良宿禰高尚，大膳大夫小野朝臣春風，左京亮藤原朝臣高松等，問彼國遷國府之利害，所言參差，同異難定。更召伊豫守藤原朝臣保則，以高尚等詞問之。保則言，國司所請，非无理致。保則・高尚等，元任彼國吏，應知土地之形勢故召問之。太政官因國宰解狀，討覈事情曰。避水遷府之議，雖得其宜，去中出外之謀，未見其便。何者，最上郡地，在國南辺，有山而隔，自河而通。夏水浮舟，纔有運漕之利，寒風結凍，曾无向路之期。況復秋田雄勝城，相去已遥，烽候不接。又舉納秋

饗，國司上下，必有分頭入部，率衆赴城。若沿水而往，泝水而還者，徵發之煩，更倍於尋常，遞送之費，將加於黎庶。晏然无事之時，縱能兼濟，警急不虞之日，何得周施。以此論之，南遷之事難可聽許。須挾舊府近側高敞之地，閉月遷造，不妨農務。用其舊材，勿勞新採。官帳之數，不得增減。勅。宜依官議，早令行之。

〔文意〕 人名に付記された從五位，朝臣，大宿禰などの身分称号は略した。

- (H) この時代の朝廷の發議機関である「式部省」で，各国の国司からの詮議（提案・要請の文章），各郡の郡司からの「擬文」（郡からの文章）が集められ，式部省の高官・藤原佐世が擬文を読み上げるように命ぜられた。（以下その内容である）

- (I) 先年，出羽国府の国守（国司の最高位）であった坂上（さかのうえ）茂樹は，出羽国府は出羽郡の井口の地にあると，朝廷に御報告申し上げていました。

（注：この井口は，現在の酒田市城輪，城輪柵遺跡の場所，『酒田市史』）

この国府は，延暦年間（782～806）に陸奥国の国守であった小野岑守が，（征夷）大將軍坂上田村麻呂からの提案によって土地を定め，そこに建設したものであります。

- (J) 去る嘉祥三年（850），この国府の地に大地震があり，地形が変化して，（国府の地は）窪んだ泥地となっていました。（「既」はその状態が今も継続しているの意味を含む）
- (K) これに加えて，津波が襲ってきて，海水が国府から六里の所にまで迫って来ました。
- (L) 大川（＝最上川）が決壊し，国府周辺の集落を防護するための空堀（＝隍からぼり）から一町（109m）のところまで崩壊しました。空堀の両端が被害を受け，もはや空堀は国府

の建物や、周辺の集落を守る役目を果たしておりません。いまや国府の地が減び去る時期が迫っております。

- (M) そこで、国府を最上郡大山郷保寶土野（現山形市域）に移転することを御許可願いたいです。そこならば、土地が堅牢で、今のような危険を避けることができます。
- (N) （長い原文であるが、要約すると）この出羽国司の要請をめぐって、朝廷の多数の高官がいろいろと議論を始めた。最後に以前に出羽国守を経験したことのある藤原保則などがこう発言した。「国府を移転したいという移転先の宝土野（山形市）は、出羽国の南の端に近く、秋田城（秋田市）、雄勝城（払田柵）から遠く離れており、もし出羽国府をここに移転するとな

ると、国府とこの重要な二つの城との連絡に困難を生ずる上、移転に伴う多くの財を消費することになるでしょう」と述べた。この提案に従って国府の移転は中止になった。

【解説】

嘉祥三年（850）に出羽地震が発生してから、37年も経過した仁和三年（887）になって、この地震に津波が伴っていたことがなぜ記録されたのかは、以上の原文と文意の各文章によって明らかとなったであろう。すなわち、

（J）の記載は、この地震によって国府の周辺が泥地となった。

（K）この地震に津波が伴っていたこと、津波によって遡上してきた海水は、国府（＝城輪柵）から、六里の距離まで迫ったことが記されている。この時代の一里は、「大宝律令」によって五町とされ、1町は109mであるか

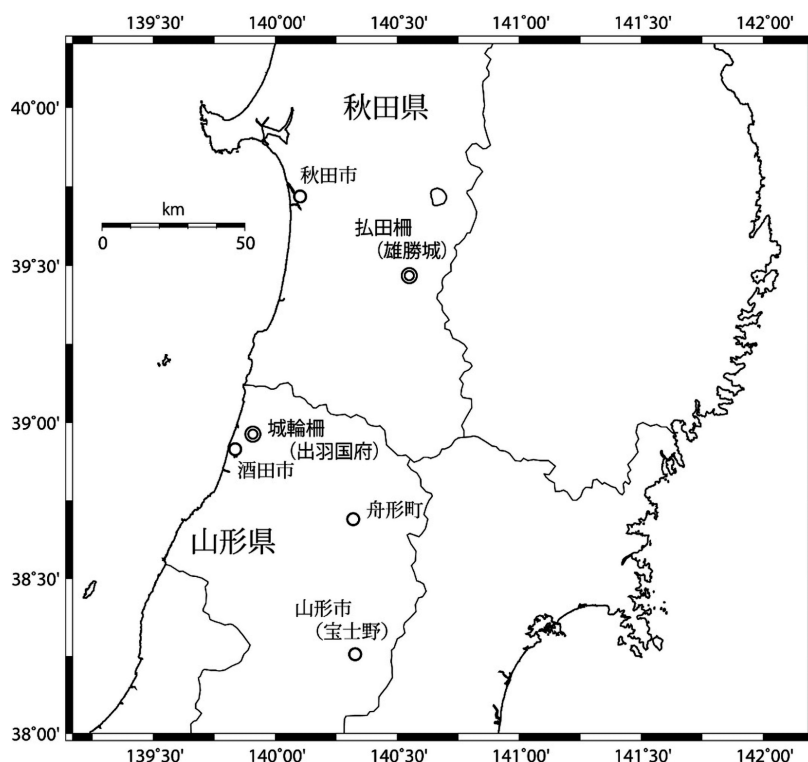


図1 嘉祥三年(850)出羽地震の発生したところ、出羽国府であった城輪柵(酒田市)と、秋田城(秋田市)、および雄勝城(払田柵、ほったのさく、現大仙市)の位置
国府の移転が提案された宝土野は山形市であったと推定される

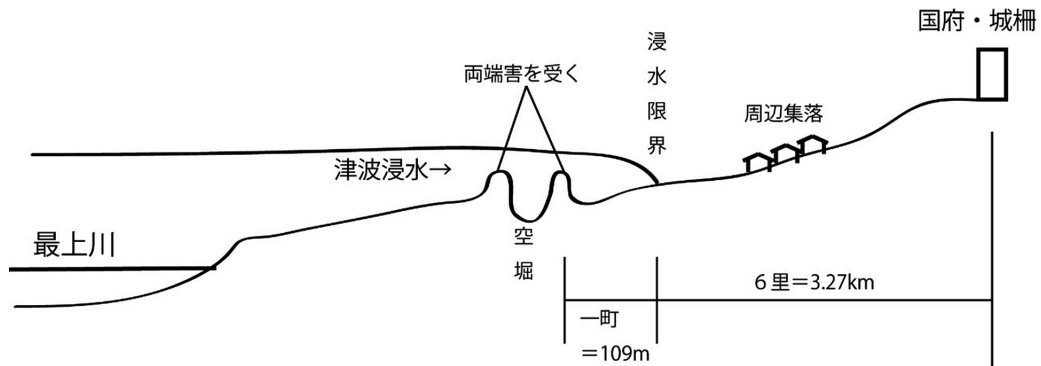


図2 出羽国府（城柵、城輪柵）から最上川までの津波侵入状況の模式図

ら1里は約545mとなる（Wikipediaによる）。すると六里は3.27kmに相当することになる。

(M)にいう宝士野は最上川上流の舟形（新庄市に南接する舟形町）とする説と、現在の山形市とする説とがある。しかし、『山形県の地名』（平凡社、1990）などでは山形市より有力とされる上に、(N)に「宝士野は出羽国の南の端」、「宝士野」は「雄勝城から遠すぎる」とあり、図1から分かるように、これらは舟形町には必ずしも当てはまらないが、山形市ならびに当てはまることから、本稿では「宝士野、イコール山形市」説を採用することにする。

(L)に言う「大川」とは、山形県最大の河川で酒田市で日本海に流入する最上川に間違いあるまい。この文の語り手は、酒田市と舟形町、あるいは現代の山形市の位置を知っている。当然最上川が、この地方で最大の川であることを知っている。その同じ人が、これより小さい川を「大川」と呼ぶことはありえない。すると、(L)の原文「大川崩壊、去陸一町、両端受害、無力堤塞」、もまた津波の陸上浸水の有様を述べた文章であると解すべきである。日本海から最上川に侵入し、国府に迫った津波による海水は、最上川から「国府から六里の地点」までの途中の田地、原野を嘗め尽くして侵入し、国府周辺の集落全体を包囲して住民を守る「から堀」を超えて（「去」の字は、「超えて、さらに」）約100m国府側（周辺集落側）に侵入したと言っているのである

う。から堀は、普段は最上川の洪水、あるいは蝦夷の襲撃を防ぐ施設であったと考えられる。「両端受害」は、空堀の両側に作られた堤防が損傷して、以後洪水の防御にならなくなった、というのであろう。

国府の建物、周辺集落、空堀、最上川と、津波の侵入の様子を模式的に描けば、図2のようになるであろう。

4. 出羽国府・城輪柵（城柵）の現代地図上の配置と、現況

嘉祥三年（850）出羽地震が発生したとき、出羽国府は城柵、あるいは城輪柵（きのわのさく）と呼ばれる場所にあった。多年にわたるその地点周辺の細密な遺跡調査によって、その場所は確定している。JR羽越本線の本楯（もとたて）駅の東南東2.3kmの、二万五千分の一地図の「城輪」と「古川」と書かれた2点の中間点付近にある。同地図上にも名所旧跡の三点記号が付されており、小字で「城輪城跡」と明記されている（図3）。位置はほぼ北緯38度57分49秒、東経139度54分33秒である。

5. 嘉祥3年地震津波の浸水範囲と遡上高

『三代実録』の上述の（K）の文章には、津波の遡上到達点について、「海水漲移、迫

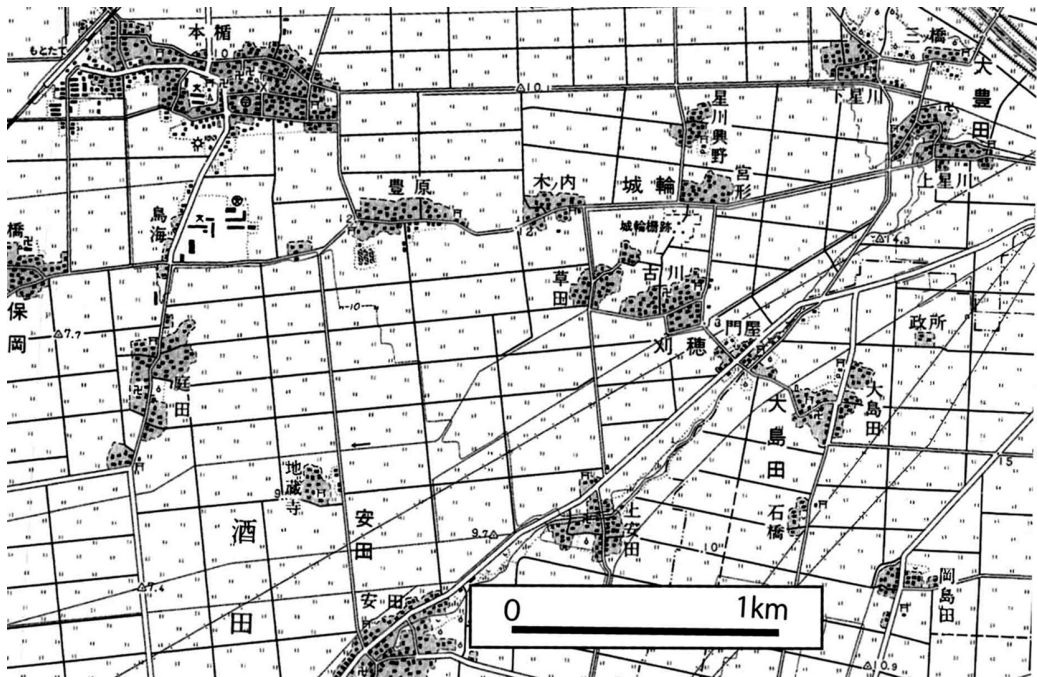


図3 二万五千分の一地図上の「城輪城跡」の注記

当時の国府の領域は、この1点にとどまるわけではない。『酒田市史』(1987)に掲載された、多年にわたる国府の遺跡調査の結果、判明した出羽国の国府の領域は図4のように示されている(『酒田町史』、1987による)。図4によると「政庁」と呼ばれる一辺約150mの正方形の区画の中に国府の建物が収まっている。写真1は、この政庁を取り囲む外壁を復元したもので、政庁の北側の門が写っている。国府の建物の支柱位置は写真2の政庁敷地内部に復元された土台の列として観察することができる。

図4には国府の政庁を中心として、これを取り囲んで、一辺約700mの正方形の区画が取り囲んでいることが描かれている。これが国府の敷地の外郭線であって、正方形の四隅にはおのおの櫓が設けられていた。正方形の四辺は正しく東西南北に面しており、各辺の中央には、北門、南門、東門、西門があったとされる。

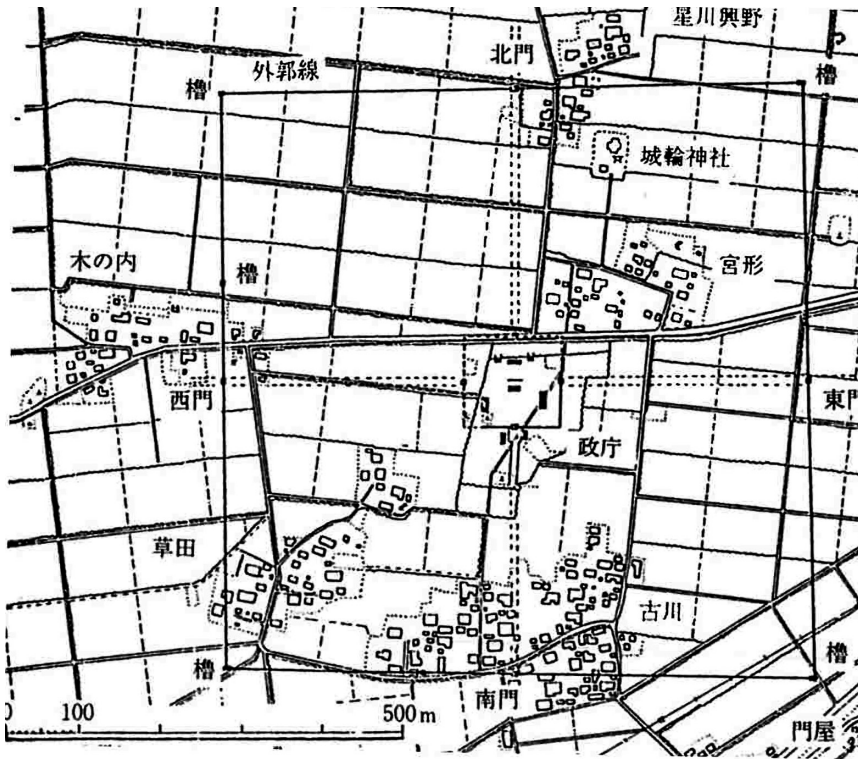


図 4 遺跡調査によって判明した、出羽国府・城輪柵敷地範囲の全体図



写真 1 城輪柵（出羽国府）の政庁の表門（北門）2014 年 10 月 25 日撮影
北側から見た写真国府の敷地は門を超えた向こう側にある



写真2 城出羽国府の政庁の建造物の支柱土台の遺構（復元したもの）
2014年10月25日撮影

府六里所」，と表記されている。津波は国府から六里，すなわち，3.27kmの所にまで迫ってきた，というのである。この起点となる「国府」は，図3の「政庁」，あるいは写真2の国府の建物のいうのであって，図3の政庁をとり囲む正方形の外郭線を意味するのではないと，ひとまず理解しよう。（外郭線が起点とするのが正しいとしても，その差はわずか350mで，本稿の論旨結論に変更はきたさない）。

図5は大正2年（1913）発行の五万分の一地図に，出羽国府（城輪柵）の政庁を中心とした半径六里（3.27km）の円弧を太実線で描いたものである。いっぽう，国土地理院発行の2万5千分の一地図の「出羽観音寺」の図譜には，5mの等高線が示されている。図5の太実線の折れ線は，5mの等高線を描き入れたものである。

図5から分かるように，5mの等高線は，越橋，北吉田，中吉田，吉田の集落のあたりで，半径六里の円弧の範囲内に食い込んでいる。すると，嘉祥三年（850）津波の浸水限界線が，標高5mの等高線にほぼ同一であると考えた場合，「府六里に迫る」の表現がきわめて適切であることが理解できるであろう。こうして，我々は，次の結論に達する。

嘉祥3年（850）出羽地震の津波の浸水限界はほぼ図5の標高5mを表す太線に等しい。すなわち，この津波の遡上高は，約5mであったと推定される。

『三代実録』の上述の文章(L)に「大川崩壊，去隍一町」と記されていた。この「大川」は疑いもなく最上川を指している。「隍」は「からぼり」であって，集落の前面（海，あるいは最上川の方）に作られ，洪水，あるいはは蝦夷からの襲撃の防御のために設けられていたと考えられる。するとこの「隍，からぼり」もまた図5の太実線のあたりに設けられていたと考えられるであろう。すると最上川（大川）からこの太実線までの原野は，すべて津波によって海水で覆われつくし，荒廃しつくしたこととなろう。(L)の文の「大川崩壊」はこのありさまを，漢字四字で簡潔に表したものであろう。

6. 寺院分布が語る，嘉祥3年（850）地震津波の残影

前節までに述べたように，嘉祥三年（850）地震の津波の浸水域は，図5に太線で示された標高5mの等高線以西の範囲であった。この限界線を拡大して図6に再現すると，浸水

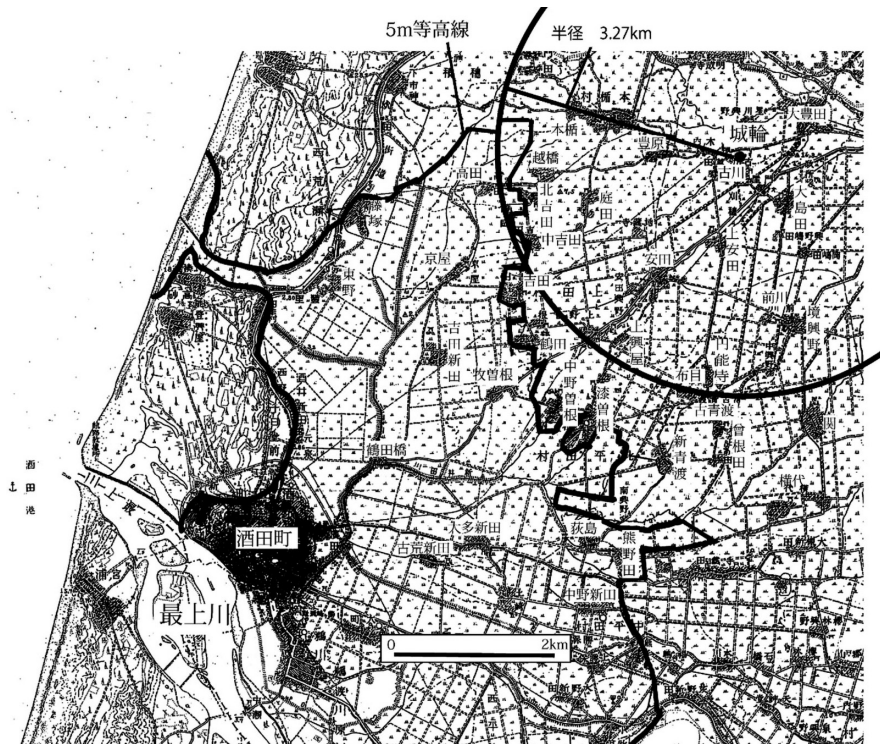


図 5 大正 2 年 (1913) の五万分の一地図「酒田」に書き入れた国府 (城輪柵) を中心とした六里 (3.27km) の円弧 (太実線) と、現在の二万五千分の一と図から読み取った 5m 等高線。酒田町の街区は、中世以後に形成されたもの

限界線の東側にあつて、かろうじて浸水を免れた集落は、北から順に、本楯 (もとたて)、橋越、吉田 (北吉田、中吉田、吉田からなる)、鶴田、中野曾根、漆曾根、と並んでいる。この限界線からより東側に離れた、やはり安全側の平地の集落として、庭田、安田の集落がある。

最新版の二万五千分の一の地図で見ると、各集落の寺院の位置が示されていて、それら各寺院の位置を図 6 にプロットした。○印の中に「卍」と記したのが各集落の寺院の位置である。すると、上にあげた、安全側にある 8 個の集落のすべてに、おのおの寺院があることがわかる。ただし、北吉田、中吉田には寺院はないが、これは寺院のある吉田の枝集落であるためと考えられる。図 6 の中で、浸水のなかった側の平野にある集落で寺院がないのは、上興野と上野曾根の 2 集落のみである。

では今度は、標高 5 m の等高線、つまり浸水限界線より西側の、嘉祥三年 (850) の津波によって浸水を受けて荒廃した側にある集落を見てみよう。

浸水限界線の西側にそつて、高田、京屋、吉田新田、牧曾根、鶴田橋の 5 集落がある。さらに浸水限界線からすこし西に離れて、藤塚、東野の集落がある。この津波による浸水範囲にある 7 個の集落に寺院はあるか？ 一ヶ所もない！

つまり、ある集落に寺院があれば、そこは津波が来襲していない。寺院がなければそこは津波が来襲した地域にある集落であると、明白に言えるのである。

これは、なぜそうなったのであろうか？

こういうことであらう。嘉祥 3 年 (850) の地震の津波によって海水が侵入し荒廃した平野部には、水田は復興してもその記憶が鮮

明に残存している時期には、新たに人の住む集落を作ることには行われなかったであろう。誰も命は惜しく、津波の危険を避けたいという知恵は古代・中世にも働いたのである。このような時期が数百年続いて、次第に津波被災の記憶が薄れてくると、かつて津波に被災した場所にも集落が作られ始める。浸水範囲にある「吉田新田」の地名は、吉田村の人の一部が移植してここに新たに集落を始めたことを示している。この場合、新たに入植によって作られた集落に新たに寺院は作られない。吉田新田の入植者たちは、元の吉田の寺院の檀徒であり続けるであろう。16世紀の戦国時代から江戸時代に入ると、近郷の有力武士が新たに浸水範囲に集落を作り始める。『山形県の地名』（平凡社、1990）によって、各集落の項目を調べると、安全側地域の集落については、たいていそれら各集落がいつ創立されたのかは記されていない。それらの集落の創立は「はるかな太古」なのである。ところが、浸水範囲内の集落の項目を調べる

と、たいてい、その集落の創立者たちの出身地や創立年代が明記されていることが多い。これらの場合にも新たな入植者は、その新たに創立した集落に新たに寺院を作ることはせず、移転前の集落の寺院の檀徒であり続けたのである。

以上のような理由で、嘉祥三年（850）から実に1174年を経過した現在も、各集落に寺院があるか、ないか、というリトマス試験紙によって、その集落が津波の浸水地域に入っていたか否かの判定ができるのである。

7. 『金浦町郷土史年表』と『象潟郷土史資料七』の記載について

地震研究所（1981）から刊行された『新収日本地震史料第一巻』には、嘉祥三年（850）出羽地震に関して、秋田県側海岸部の文献である『金浦町郷土史年表』と『象潟郷土史資料七』の記事が掲載されている。この地震で

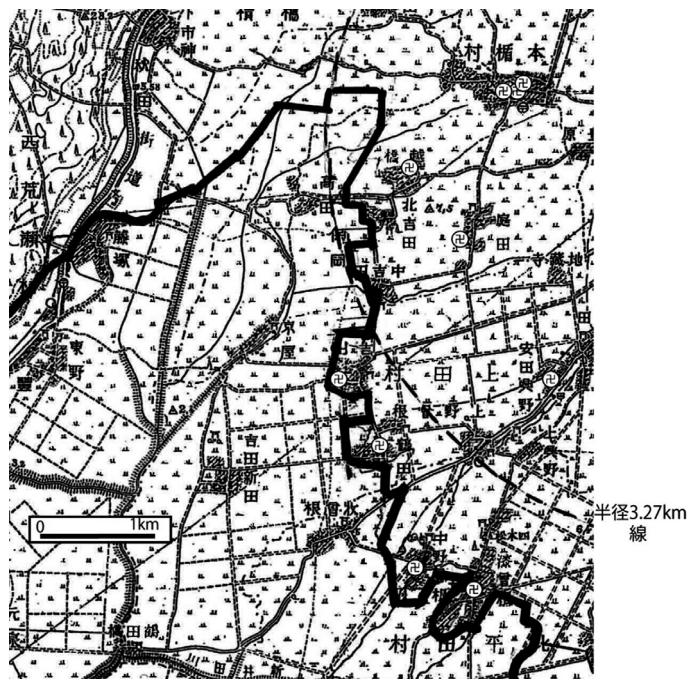


図6 標高5m線(太実線)より高い位置にある集落には寺院がある、低い位置にある集落には寺院がないことを示す図。○に卍印の位置に寺院がある。二万五千分の一地図から転写したもの

象潟が生じた、あるいは、この地震の前までは、象潟と飛島は地続きであったが、この地震の時離れた、というのが、容易には肯定できない事柄である。また、『金浦町郷土史年表』に西目（にかほ市）の伝説として、「柏台村は全滅して生存者は中沢、埋田（子吉）に移住したという」という記載がある。これらの記事が客観的な議論に耐えうる真実を含んでいるかどうかについては、今は不明としておく。本稿で取り上げた議論にこれらの記事を不用意に持ち込まないのが理性ある態度であろう。

8. 『六国史』の原文の解読手段について

本項では、古代に当時の朝廷によって正史として書かれた『六国史』のうち、『文徳実録』と『三代実録』の原文の解読を試みた。これらの正史は、古代に生きた漢学の第一人者である菅原道真などの高い素養のもとに記載されたものである。その文章をできるだけ正確に解読しようと試みたが、もとより筆者らは漢学と古典の専門家ではないためにこの作業には不十分な点が多々あることは認めざるを得ない。しかしながら、「私は理工系の人間だから、六国史のような古代に漢籍の素養に富んだ執筆者の文章の正確な解読は専門家に任せて、自分で解読するのは初めからあきらめよう」という姿勢も誤りである。

現在には 20 年前には存在しなかった、高度な漢籍の素養のもとに書かれた漢文の解読に有力な武器がある。それは、インターネットによる検索である。現在、朝日新聞社や中国のアカデミーでは、古代以来の漢籍のみならず『六国史』などの日本の文書までもすべて電子入力され、データベース化されている。『六国史』に次から次へと登場する見慣れない漢字の列も、これらのデータベースを縦横に活用すれば、ある程度の解読に役に立つのである。20 年以上前にはこのような手段がなかったため、解読者自身が相当な古来以来の漢籍の素養が必要であったが、ありがたいことに現在はそうではなくなっている。

本稿の議論を進めるにあたって、このようなインターネット検索が役に立った例を二三挙げておこう。

例 1『文徳実録』の (E) の文に「何懈於拯救」という漢字の列が出てきた。「懈」の字をインターネットで検索すると「なまける」、「サボる」という意味だと分かる。「拯救」は困っている人を救い上げて助けるの意味だと直ちに分かる。結局この 5 文字の漢字の列は

「(天皇である私は) どうして (何), 困っている被災者を救わずサボって放っておくようか?」という意味だと理解することができる。

例 2『文徳実録』の (C) の文に「小信未孚」という漢字の列が出てくる。インターネットで検索すると、この 4 文字は中国の古典『春秋左氏伝』に用例があり、これは「自分が責任をもって身を捨てて決断実行しないで、いい加減なことを言って (= 少言) その場だけやり過ごそうとすると、天の神様は助けてくれないぞ!」という意味であるという。ここまで要する調査時間はたったの約 2 分であった。20 年前、インターネットで漢籍のデータベースが使えなかった時代に、ここまで解明するためには、大部の『諸橋大漢和辞典』を引きまくって、多くの時間を要したであろう。インターネットのおかげで、我々は漢籍の大家とほぼ対等の位置に立って判断することができるようになったのである。

同時に六国史の編集者は古来の漢籍の豊富な用例を縦横に駆使して文章を作っていることを、知る事ができる。

例 3『文徳実録』の (D) の文に「咸須子視」という漢字の列が出てくる。この漢字の列をインターネットで探索すると、中国のデータベース

<https://zh.wikisource.org/wiki/>

に飛び、「この漢字の列は日本の歴史書「文徳実録」に出てきますよ」という答えが返ってきて、なんと (D) の文章がそっくり出てきた! ということは、「咸須子視」いう単語は、大海のような漢籍を全部ひっくり返しても用例が出てこないということである。

このような単語が出てきたときには、「わかりません」と答えてもよい，ということを示している。

9. 謝辞

本稿を執筆するにあたって，中国で作られた漢籍のデータベース維基文庫 <https://zh.wikisource.org/wiki/> は非常に大きな助けになった。また，つくば市にある国土地理院では，酒田とその周辺の五万分の一地図の初版本である大正2年（1913）版を入手することができ，近現代の大きな地形改変を受ける前のこの地方の集落配置を知る事ができた。記して謝意を表したい。

参考文献

平凡社，1990，『山形県の地名』，日本歴史地名体系 6，pp975

黒板勝美（編輯），1964，『文徳天皇実録』，増補新訂・国史大系 7，吉川弘文館，pp125
武者金吉，1941，『増訂 大日本地震史料第一巻』，文部省震災予防評議会，pp945
佐伯有義（編纂），1940，『三代実録上巻』，および『同下巻』，増補 六国史巻九（pp554），および巻十（pp468），朝日新聞社
酒田市史編纂委員会，1987，『酒田市史改訂版上巻』
東京大学地震研究所，1981，『新収 日本地震史料第一巻』，pp193
都司嘉宣，2016，平成28年（2016）と明治22年（1889）の両熊本地震の類似点と相違点，深田地質研究所年報，17，73－87－
宇佐美龍夫，石井 寿，今村隆正，武村雅之，松岡律子，2013，『日本被害地震総覧 599-2012』，東京大学出版会，pp694
渡辺偉夫，1989，『日本被害津波総覧第2版』，東京大学出版会，pp238